

○委員長（鶴保庸介君） 日本年金機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

日本年金機構法案等について二回目の質問をさせていただきますけれども、当初いろいろ用意いたしました質問項目がまだ半分までしかいっておりませんで、あと二回、三回と質問できることを期待しつつ、今日の質問に入らせていただきたいと思います。

そこで、まず、今日、閣議決定があったようでございます。かねてよりの懸案でもございましたし、おっしゃっておった流れでございますけれども、年金記録確認第三者委員会という名称になったようでございますけれども、これにつきまして、直接は所掌は総務省と聞いておりますので、総務省の方からこれにつきまして簡潔に、どういうことが決定されたのか、お聞かせください。

○政府参考人（熊谷敏君） 本日の閣議決定におきまして、総務省に第三者委員会を設置すると、これは中央にも置きますし、各都道府県にも置くということでございます。それと、委員の定数あるいは委員の守秘義務等が定められておるところでございます。

中央委員会の役割といたしまして、今後、この年金記録につきまして、総務省、総務大臣が今後あっせんするというに当たっての基本方針あるいは個別案件の議論、審議といったことがその役割として定められているところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、従来の総務省が各行政機関に対してなされるあっせんの一環だという位置付けでしょうか。

○政府参考人（熊谷敏君） この委員会はあくまでもあっせん案の御審議をいただくということで、あっせんそれ自体は総務大臣から社保庁長官に行くというものでございます。

○辻泰弘君 そうすると、従来型のあっせんの範囲内といたしますか、その枠内という理解でいいですか。

○政府参考人（熊谷敏君） おっしゃるとおりでございます。

○辻泰弘君 それで、厚生労働大臣にお伺いしたいと思いますけれども、そういうことで第三者委員会で従来型のあっせんということ、私はむしろもう少し強いことがあるのかと思っておりましたけれども、必ずしもそうでないようです。

それで、そのことについて、それを受け止められてどうされるのか、このことについて基本方針をお伺いしたい。

○国务大臣（柳澤伯夫君） 今委員から御確認の御質疑の形での御発言があったわけですが、本朝の閣議におきまして年金記録確認第三者委員会令が閣議決定されまして、年金記録確認第三者委員会が総務大臣の下に設置されるということになりました。そして、

その設置法上の根拠は、総務省設置法の第四条第二十一号にあるあっせんということであるということが確認されたわけでございます。

年金記録について、国民の皆様方と社会保険庁の調査結果というものが一致しない場合に国民の皆さんの側の申出に基づいてあっせんが御審議の上、行われるということですが、そのあっせんの結論については、私どもとしてはこれを尊重して、社会保険庁長官による裁定に結び付けてまいりたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 そうすると、いろいろな報道等で尊重義務を課すとか、そういったことでの担保を何らかの形で付与するというふうなことも言われておりましたけれども、形としては少なくともそういうことではないということですね。大臣、いかがですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） そのとおりでございまして、あっせんというものが行われる、それに対して社会保険庁長官はそのあっせんの趣旨という結論を尊重して裁定に結び付けるということでございます。

○辻泰弘君 そうしますと、確認ですけれども、第三者委員会が出されて、それに対しては尊重はするが、最終決定権は社保庁にある、厚生労働省にある、ということですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 形式的にはそのとおりでございますけれども、実質的に私ども尊重する気持ちを重ね重ね表明しているところでございますので、実質的にはこのあっせんの内容が裁定に直結するというところでございます。

○辻泰弘君 最終決定が、第三者委員会がするというふうな理解だろうと思っておりますけれども、これは公布の日からということになりますけれども、いつから機能することになりますか。

○委員長（鶴保庸介君） 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長（鶴保庸介君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（熊谷敏君） 六月二十二日から施行でございます。

○辻泰弘君 それで、これは一応そのことはここで区切りにしておきたいと思えます。もう一つ、総務省の下に年金検証委員会の方が先日、発足しているんですけども、このことの検証する内容、それから報告時期、このことについて方針をお示してください。

○政府参考人（熊谷敏君） 年金記録問題検証委員会、これにつきましては、総務大臣決裁により総務大臣の下に置かれた委員会でございます。

委員会の役割といたしまして、このような年金記録問題が発生したそもそもの経緯、原因、責任の所在等について調査、検証を行うものということでございます。特に、こういう問題が発生した原因がどういうところにあるのかといったことにつきまして徹底して調査、検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 その中に、報道等では、記録漏れの経緯、それは今おっしゃったところですね。歴代厚生労働大臣の、あるいは社会保険庁長官の責任問題も調べると、こういうことですから、それは一環としてそういうことになるんでしょうか。

○政府参考人（熊谷敏君） この問題の経緯、原因を徹底的に調査した結果、おのずからその責任の所在というのは明らかになるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 それで、さっきの第三者委員会も含めてですけれども、いわゆる政府の機関としてどういう機関としての位置付けなのか、八条委員会とかいろいろあるわけですが、それについて、第三者委員会の方とこの検証委員会の方、お示してください。

○政府参考人（熊谷敏君） 第三者委員会は政令に基づき設置されるいわゆる審議会でございます。検証委員会の方は行政運営上開催される会議ということで、総務大臣決裁というものでございます。

○辻泰弘君 また後で検証の関係でお伺いしたいと思いますけど、まず、このことについては当面、一区切りさせていただいて、次のテーマに入りますけれども。

まず、お手元に資料を配っていただいたわけでございますけれども、前回の私の質問のときに、三年前からの懸案である無年金者数の推計について、三年もたっているのにまだ方針も示していないじゃないかということで御質問いたしまして、数か月のうちに答えを出したいと、決定版を出したいという意欲ある御答弁もいただいたわけですが、それに向けてどういう方針でいくのかということを活字で出してくれと、こういうふうに申し上げておったわけでございます。それがこの答えとなっているわけですが、一ページ目ですけれども、それについてちょっと御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人（青柳親房君） 無年金者の推計につきまして、ただいま委員からもお話ございましたように、前回御質問の際にお尋ねがあったものをまとめさせていただきました。お手元でございますものを、一部重なるところがあるかと思いますが、私の方から御説明をさせていただきます。

まず、無年金者数そのものをダイレクトに推計する方法といたしましては、現在、抽出調査でございますところの公的年金加入状況等調査という調査がございまして、最新のものは平成十六年の調査でございます。この調査の結果によりますと、六十五歳以上で約六十三万人、世帯の中で配偶者が年金をもらっておるといような方を見ますと、これを控除いたしますと、世帯単位で見ますと無年金というふうになる方が約四十四万人という把握をしているところでございます。これが第一番目の点でございます。

それから、このほかに、社会保険庁の方で持っております納付記録等のデータの集計によりまして、これまでも、無年金である方あるいは将来、無年金になるおそれのある方ということの把握をさせていただいております。そのうちの 하나가、平成十六年の十一月に会計検査院の報告におきまして、五十九歳以下の無年金者の数が、これは無年金になるおそれのある方というのが正確な表現だろうと思いますが、その数がおよそ三十九万人であると推計されること、それから平成十六年八月に長妻衆議院議員から提出いただきました質問主意書に対する答弁書におきまして、六十五歳以上の無年金者の数がデータからは約四十万人推計できると、この二つをお答えをしているところでございます。

ただし、これらのデータにつきましては、一つは、被保険者資格を喪失した後の死亡者の方、あるいは合算対象期間や期間短縮によって受給資格要件を特例的に付与されている方々が考慮されていない点、あるいは六十歳から六十四歳までの方々について同様の数字を把握できていない点など改善すべき点も多いということが私どもの悩みの種でございました。

したがって、無年金者対策というのは焦眉の急であるということにかんがみますれば、ただいま申し述べました社会保険庁が保有するデータの集計結果を基本といたしまして、数か月の作業期間をいただいた上で、ただいま申し上げた改善すべき点を改善し、公

表できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 三年来の懸案でしたので、これで当面、青柳さんの肩の荷も下りたのかもしれないけれども、数か月後の成果を期待したいと思いますけれども。

ただ、一つ、無年金者対策が焦眉の急であることにかんがみ、これはまあこれでいいんですけれども、この結果の後考えていくということになりますか。

○政府参考人（青柳親房君） 結論をまずちょっと先取り、今の段階ではできませんけれども、私どもといたしましては、そもそもこの無年金の問題に対しては、例えば三十五歳通知であるとか四十五歳通知という比較的早い段階で加入履歴を御通知して、無年金になるおそれがあるということを引きちんとアナウンスをするということが一つの正攻法というふうに考えておりますので、将来に向けてはそうした三十五歳通知、四十五歳通知等の活用によりまして無年金対策を進めていくというのが一つの方法であろうと考えております。

○辻泰弘君 私ども、無年金をなくすために最低保障年金、税方式でと言っているわけですから、このことは今後ともまた議論していきたいと思っております。

それから、次のポイントで、ちょっと通告順序は先になりますけれども、大臣にお伺いしたいんです。

ストレートな話、役所に皆さん方の短期給付と長期給付の共済があるわけですから、厚生労働省に現在、共済組合が幾つあるのか、そのことについて大臣、御答弁ください。

○政府参考人（宮島俊彦君） お答えを申し上げます。

現在、厚生労働省関係におきましては、厚生労働省共済組合ということで、これが厚生労働本省、労働局などで三万一千百五十九人の共済がございます。それに対しまして、厚生労働省第二共済組合というのが五万七千七百七十二人、これはナショナルセンターや国立病院機構の職員あるいはハンセン病療養所の職員、それから社会保険関係で社会保険職員共済組合、一万六千八百三十三人、があつて三つあるということがございます。

○辻泰弘君 今次、法律改正によってそのうちの一つが統合されるということでしょうか。その点、確認させてください。

○政府参考人（宮島俊彦君） 今回の日本年金機構の設立に伴う社会保険庁の廃止ということに伴いまして、社会保険職員共済組合、これは廃止することとなっております。新たに設置される日本年金機構は非公務員型の法人ですが、これは機構に採用される職員は民間被用者として健康保険と厚生年金保険に加入することとなるということがございます。

○辻泰弘君 それでは、大臣にお伺いしたいんですけれども、大臣もよく御存じのことだと思うんですけれども、いろんな経緯はあることではございましょうけれども、やはりどう見ても共済の一覧表を見ても各役所に三つもあるということはないわけで、今回のことの統合によって二つになるわけですから、名前からして第二というふうに付けている共済組合があるということですね。これは労働省と厚生省が一緒になったときはそちらは一緒になったけれども、こういうことだと思うんですね。その辺も経緯もよく分からないところもあるんですけれども、やはり厚生労働省として年金制度は一元化すると。まあ一元化自体中身がないと私どもこれは思っていますけれども、しかし、とにかく方向性としては一元化ということをおっしゃる。そしてまた、保険についても統合ということをいろいろな形でおっしゃっている。再編統合をおっしゃっている。過般、船員保険も全国健保の中に、統合ではないんですけれども、しかし一つの組織体としては中に入るということがあったわけですね。

そういった中で、まず隗より始めよということがあろうはずだと思うわけですが、そしてまた実はこれは私は三、四年ぐらい前ですか、五年ぐらい前ですか、この委員会でも聞いたことがあるんですけども、そのときは取り組みたいとおっしゃっていただいたんですけども、しかしいまだに二つあるわけです。これは私はやっぱり、今回のことをきっかけに一本化されるのかと思ったらそうもなっていないんですね。そこはやっぱり厚生労働省として、やはり隗より始めよだと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今、政府参考人の方からお答え申し上げましたとおり三つあるわけですが、そのうち今回の日本年金機構の発足に伴って一つは廃止をされると、こういうことでございます。そういうことになりますと、あと残るのは二つでございますけれども、二つを一つに統合すべきではないかと、こういう観点からの問題の提起でございますが、今、政府参考人の方から御説明申し上げたとおり、いわゆる第二共済組合というのは国立病院の、まあ経緯的にいうとその系統の者とかあるいはナショナルセンターという新しいところの者をもって構成いたしております。これらにつきましては、例えばナショナルセンターにつきましては、平成二十二年度に非公務員型の独立行政法人へ移行するというようなことも予定をされております。

そういうことからいたしますと、私ども、この厚生労働省第二共済組合の在り方については、こうした組織全般にわたる在り方の検討に併せて共済組合としてもその在り方を検討していくべきではないかと、このように考えているというところでございます。

○辻泰弘君 いつも、厚労省のみならずではありますけれども、厚労省もお手盛りというか、自分のところは非常にいいようにつくっているというのがもう歴史的にあるわけで、去年議論いたしました高額療養費におきましても、これはほかの共済もそうでしょうけれども、非常にその本人が高額療養費の自己負担限度額のかかわりで、本人がサインすればいいところまで集約してくれるわけですよ。しかし、その政管健保の人たちはまだまだそんなことができていない、国保はましてやという状態にあるわけですが、そういったことで、私は、厚生労働省自体がそういった他の役所、あるいは現実に国民が享受しているという水準をやはりしっかり踏まえてやっていくべきだと思うことの一つに当たるわけでございます。

そしてまた、そのことは今回先ほど聞いたように総務省にゆだねられたわけですが、まあ最終権限は社保庁にあるということで、最後の何とか矜持は保たれたようなところがありますけれども。しかし、やはりその根底に、まあ仄聞するところ総理を始めとする方々がやはり厚生労働省では信頼できないということがあったと私は思うし、実際そういうことだと思います。

ですから、私が前言ったように、厚生労働省って大事な役所だと思っておりますけれども、しかし社保庁解体と同様に一遍解体してもう一遍ゼロからつくった方がいいんじゃないかと、これぐらい思うぐらいかなり私はいびつになっているし、腐っているし、かねてより言っていましたように、いろんな不祥事が多発しているわけです。それについてのお取組も不十分だと思いますけれども、そういったことの反省の上に立って、私は、この問題についても、今はその三つが二つになるからということが理屈になるし、いろいろあるんだけど、今まではずっとたなごらしにしてきたわけなんですね。今回のこの年金機構ができることによってそういうことが促進されるんだけど、そのこと自体の追求の結果ではなかったわけですよ。

そういった意味で、私はやはり大きく問題だということを指摘しておきたいと思いますが、同時に、私どもが、皆さん方、政府案に対峙して社保庁と国税庁を統合すべしということを行っているゆえんは、やはり私どもは社保庁のやってきたことというものを一度、厚生労働省の範疇から外すということが極めて大事だと、このように思っているということでもあるわけですね。ある意味では厚生労働省の抜本改革だと、こういうことに私ども

は思いがある。そして、財務省から国税庁をある意味で独立させるということにもつながるかもしれません。徴収機関としての独立機関としてつくるということで、ある意味で権限を分散するということがあるんでしょうけれども、しかし厚生労働省は当然嫌がるし、財務省は当然嫌がるわけですよ、そういう徴収権限という極めて大きな権限を奪われることは。

ですから、私は、これ政府内でも検討された経緯は知っていますけれども、やはり私は、今回の政府案というのはある意味で官僚が嫌がることを先に除いておいた後に出てきたものだとは私は思っています。ですから、私どもの方が抜本的な改革だと思っておりますし、総理もこの間何か少し激高した形でおっしゃっていましたが、根本的に私は間違っていないんじゃないかと思っています。

それで、一つ聞いておきたいんです。この間、六月十四日に総理が、国税庁との統合のことについて質問をされたところに対して、総理は、今までの体質を温存して国税庁と一緒にしたのでは国税庁もそうなる危険すらあるんじゃないかと思うと、こうおっしゃっている。それから、与党の自民党の幹事長の中川さんは、社会保険庁を国税庁と統合すると民主党は言うが、税の世界まで不祥事が広がり国を滅ぼす結果になると、このようにまでおっしゃっているんですね。

そこで、社保庁長官にちょっとお伺いしたいんですけども、このことについてどのような見識をお持ちになるか、所感をお持ちになるか。社保庁の繁殖力というのは国税庁をそこまで陥れるほど、国を滅ぼすほどの繁殖力を持っているというふうに評価されているでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 私がお答えできる範囲でお答えを申し上げたいと思います。

社会保険庁改革というのは、社会保険庁の内向きで閉鎖的な体質を抜本的に改め、国民の視点に立って業務遂行を行う組織、人員にしていくこと、これが最も大切だというふうに考えております。

したがって、今回新たな組織ということで、ガバナンスの強化、それから非公務員化によりまして、能力と実績に基づく人事評価制度を導入し職員の意識改革を図る、そして働く人が報いらるやはり組織にしていくべきではないかと、このように考えております。

また一方、国民のニーズに応じた業務運営を的確に行うことによりまして更なるサービスの向上と事業運営の効率を図る、これが必要だというふうに考えておいて、社会保険庁、根本的な行動原理の改革を自らやっていきたいという形で今回、法律案を出させていただいているところでございます。

○辻泰弘君 余り面白くない答えでしたけれども。

そこで、一つだけ問題点を指摘しておきますけれども、中川幹事長は、昨年十月に、年金保険料の強制徴収に限り類似する税金徴収と一元化して国税庁、税務署に移管するのも一つの方法だと、このようにおっしゃっていたんですね。そして、そのことをもっと詳しく御説明になっていて、年金は特別会計で給付と負担の関係が明らかになっており、税方式になることはない、こういう説明もされていたわけです。

ですから、私は、私どもが申し上げていた国税庁との統合を中川幹事長はこのころおっしゃっていた、その当事者が何か一緒にすると税の世界まで不祥事があって国を滅ぼす結果になるとまでおっしゃっているのは、非常に何か不見識といいますか、その辺の脈絡はよく分からないですけども、すぐ二転三転されるのかもしれませんが、その点は問題点として指摘しておきたいと思っております。

さて、次に行かせていただきますけれども、厚生年金基金の代行返上のことでござい

ます。この代行返上が非常に厳しい状況の中で企業がそういうお取り組みをされたわけですけ

れども、その過程で社保庁が持っている記録と企業サイドが持っている記録とが違ったということがあったということをかねてから言われておったわけですが、最近の報道もあるわけですが、この点についてどのように状況を掌握されているか御説明ください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 御指摘のとおり、厚生年金基金の数年前をピークといたしました代行返上の際に、社会保険庁と厚生年金基金の記録の不一致により厚生年金基金の記録を訂正した場合も数多くございました。そうした場合には、受給権者等への周知など適正な事務処理を行う必要がございました。

こうしたことは当然でございますが、年金記録の訂正はあくまで厚生年金基金の内部の事務処理に関する事項でもあり、私ども年金局といたしまして厚生年金基金サイドから統計的な処理及び集計というのは行っておりませんので、大変恐縮ながら、統計的な数字でお答えができないことをお許しいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 その二つの、社保庁と企業が代行返上ということの過程で、やはり早く代行返上したいという思いがあれば、その部分、社保庁の記録に合わせてしまうということで、結果として払った人のことをネグってしまうというか、その分を不問に付してしまうといえますか、きつく言えば抹殺してしまうといえますか、そういったこともあり得たろうと類推できるし、そういう指摘がかねてからあったわけですね。このことも一つ実は大きな問題でございまして、ここは大事なポイントで、今後とも代行返上のことはあるんでしょうけれども、そのことについてはやはりしっかりとある意味では丁寧に対応すべきだと思っております。その点についての今後の方針をまず確認します。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 御指摘のように、社会保険庁の記録に合わせて訂正するケースも数多くあった、またその逆も、少数ではございましたが、ございますが、社会保険庁とそれから厚生年金基金との事務処理の関係でございまして、真ん中に事業主というのがございまして、事業主は資格取得、報酬月額の変更、資格喪失時等の様々な届出を社会保険庁と厚生年金基金の双方に行うという事務処理の基本となっております。その後、事業主が届け出た社会保険庁への情報がまた事業主を経由して厚生年金基金に届く、こういうような流れがございまして。

いずれにしても、事業主からの届出に基づき年金記録の整合性を保つということがこの制度、事務処理の仕組みの根幹でございまして、そこをしっかりとしていかなければいけない。もとよりヒューマンエラーといえますが、一定の誤りがどんなメカニズムでも発生する可能性も否定することまではできないわけでございますが、今般の厚生年金をめぐる様々な年金記録の照合、訂正の中で、当然、厚生年金基金加入者や受給権者に影響のあるケースも出てまいります。

したがって、厚生年金基金加入者、受給権者に通知された記録の訂正情報をしっかりと厚生年金基金等の記録もしっかり整備される、こういうことを目指していかなければいけない、こういう考え方で必要な注意の喚起などをしておるところでございます。

○辻泰弘君 総務省にちょっと求めておきたいんですけど、今の厚生年金基金の記録の統合というか、その部分も実は一つ大きなポイントだと思うんです。ですから、今すぐ答えが出るわけじゃないんですけども、私は一つの検討対象といえますか、やはり一つの見詰めていただくポイントに、お取り組みいただきたいと思うんです。その点だけ御方針、教えていただきたい。

○政府参考人（熊谷敏君） 検証委員会におきましては、年金制度そのものについて議論する場ではないというふうに理解しておるところでございます。

今回の記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在、これらについて調査、検証する中で、

あるいはその制度に起因する問題があるかどうか、そういうことも含めて議論していくというようなことはあり得るのではないかとこのように考えております。

○辻泰弘君 私も実務的なことを十分追っ掛け切れはおりませんが、聞いたところ、やはり実際問題、データの共有ということはないわけなんですね。こっちがこう持っている、こっちがこう持っている。ずうっとそれが歴史があって、あるところで会ったら違っていると、こういうことのようなので。ですから、やはり共有するということは大事だと思うんですね。今どきそれができないということはないと思う。だから、そういう意味で、総務省の方も、そういったことにもつながっているわけですし、元々仕組みの問題としてですね、そもそも厚生年金基金がなぜできたのということもあるかもしれませんけれども、いずれにしても、そのことについては是非ウオッチしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、質問にはもういたしませんけれども、社保庁でコンピューター入力を始めたころに、非常に変換辞書というんでしょうか、そういったシステムでかえって混乱させたということがあったようですが、そういったことも検証委員会の方で取り組んでいただきたいと、このように要請しておきたいと思っております。

それで、もう一つ確認をしておきたいと思っております。

厚生年金に加入義務がある事業所が、当然五人以上とかあるわけですが、その事業所が、社員から保険料を徴収しながら社保庁に納めていないということが現実にはあるわけですね、極めて望ましくはないことですが、その場合、被保険者は救済されるのか否か、そのことをお示してください。

○政府参考人（青柳親房君） ただいまのお尋ねの場合には、少しケースを分けて整理をする必要があろうかと思っております。

まず、事業所が従業員から保険料を徴収しておきながら厚生年金に加入していないという事例といたしましては、一つは、そもそも事業所自体が加入手続をしていないということで、事業所が丸ごと未適用事業所になっているようなケース、それからもう一つは、事業所は適用事業所になっておるわけですが、そのうちの従業員の一部の方について本来行うべき被保険者の届出を行っていないと、だからその個人の方が抜けているというケース、この二つが考えられようかというふうに思っております。

それで、いずれにいたしましても、私どもの仕事のやり方といたしましては、まずはその被保険者の資格というのを事業所調査その他の機会を通じて確認をするということをやっておるわけですが、まずは、そういう意味で、事業主の届出漏れということが原因であるということでそういう食い違いが起きているということが分かった場合には、基本的には、事業主から届出をきちんと出し直していただいて記録を訂正することが基本になってまいります。

ただし、この届出がそういった届出漏れから二年以内に行われました場合には、保険料を徴収することによりまして、最終的にその当該期間を保険給付に結び付けるということが可能になるわけですが、こうした事業主からの届出が二年以上経過した場合には、保険料の徴収権が二年で時効消滅するということから、二年を超える期間に掛かる保険料の徴収をすることができないということになるわけですが、したがって、こうした当該期間について保険給付を行うことはできず、この問題については、最終的には事業主と御本人との民事上の問題として御解決をしていただく必要が出てくるということになるかと存じます。

○辻泰弘君 冷たい論理でいくとそういうふうになるんでしょうけれども、しかし、そもそも適用事業所、すなわち義務化されている事業所をそのまま放置していたということがまずあって、そこから出発する話ですよ。本人は全くそれは意識がないわけですよ、

はっきり言いましてね。そのときに、本人がその事業所と訴訟して勝たなかったらできないよということは、やはり、今の状況を考えますときに、その個人に非常に負荷を求めているということではないかと私は思うんです。この点も、やはり私は何らかの改善策があつてしかるべきだと思うんですけれども。

大臣、まあ実務的にはそういうことになるかもしれませんがね、しかし、やはり本人は、意識が、知らないまま天引きされているわけですから、払っているし、実際そうなっているわけですね。それが、事業主が正規に納めてないがゆえにそうなってしまうと。それは、元々そのことをないようにするのが厚生労働省の責務でもあるわけですね。

その点において、やはり私は何らかの対応策が、今のしゃくし定規なことよりももう少し救済的な方向での取組があつてしかるべきだと思うんですけど、いかがですか、大臣。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私どもは、保険料を納付をしていただいている方々、この方々が給付漏れになるということは、これは一人たりとも断じてあつてはならない、これは総理も度々御発言になつていることをごさいますて、私どもも正にそのとおりでというふうに考えます。なるがゆえに、今回、会計法の命ずる消滅時効の厳格さというものにつきましても、やはりこれの修正をお願いする法律案を与党の皆さんのお力を出していただいております。

一方、保険料の納付がなかった方々については、私ども、これについて給付を行うということは、他のきちっと納付をしていた被保険者の方々との関係からいって、適切な処理というわけにはやはりまいらないというふうに考えるわけをごさいますて、基本的にどうか、私どもが踏まえるべき基本というものは、やはり保険料の納付者に対してこれを給付でもって、もちろんこれは支給要件が満たされた場合ですが、おこたえするという制度運営であると、このように考えております。

○辻泰弘君 支給要件を満たした人にもみ給付するというを基本とするということが今のことについての答弁であるのは非常に寂しい話で、せめて、そういった、本来、加入義務を負った事業所であるにも納付していない、そこをなくすために努力するんだと、こういう答弁で私はあるべきだと思いますけど、その点、どうなんです。本来そうあるべきじゃないですか。それを言われないのは、非常に官僚答弁ですよ。

○国務大臣（柳澤伯夫君） いや、物事の筋を申しておると私は思うのでございます。

もちろん、加えまして、私どもは、もとよりそうした加入をされている適用事務所、事業所において、その事業主がきちっとした対応をするべく私どもは行政を展開しなければならぬというふうには考えております。

○辻泰弘君 大臣も大蔵省の御出身で、ずっと御答弁をお聞きしても、今の枠内での御答弁の域をなかなか出ないということをごさいますけれども、私どもはその点は根本的に不満を持っております。そのことを申し上げておきたい。

それから、基礎年金番号のいわゆるダブりのことをごさいます。

過般の厚生労働委員会におきましてもその点の議論がございました。そして、大臣が、基礎年金番号のダブりというのは今後だって起こる可能性がある。まあこれこれしかじかということで、こういうようなことで起こりがちなんですと御説明まであるわけですね。で、現在、二万件ダブっているのは、これは歴史的なところもあるんでしょうけれども、しかし、今後だってダブりが起こるということをごさいますて高らかにおっしゃると、じゃ、今五千万件を突合していこうということをごさいますてやろうとされているのに、今後の人までダブりがあるというふうな、そんな体制だったらできないじゃないかと思うわけですね。これは、私はやっぱり非常に寂しい話というか、極めて問題だと思いますよ。今後ダブり

がある、それは絶対ということはないわけですから、あり得るかもしれませんが、しかし、基本的には、こんな例示まで挙げて、こういうときは残るんですなんて、こういうことが中心の答弁であることは私は本当に問題だと思います。その点どうですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 基礎年金番号のダブリというものは、これは言うまでもなく、私どもは最大限の努力でそうしたことが発生しないように努めていくということが大事でございます。

しかし、例えばということでせんだってもし上げたことで、それを委員から今御注意をいただいているわけでございますので、これは繰り返しませんけれども、やっぱり私どもといたしましては、私どもとしての行政も頑張る。しかし同時に、これは被保険者の皆様の御協力、これはせんだって山本委員の御発言にもありましたけれども、そうしたことについても私ども御期待をさせていただいておるということでございます。

もとより、それは今の制度でということで、私ども、これから先、いろいろシステムそのものについても、被保険者の方々の協力が非常にお忙しいとかいろいろな事情でそんなに多く期待できない場合でも、そのシステムが所期のシステムになるように、システム自体の見直しもいたしてまいらなければならないというふうには思っておりますけれども、今のこの年金制度ということについて言えば、そうしたこともあり得ない、今も委員もお認めになれるように、全くないということではないということでございます。別に声高に申し上げているつもりはございません。

○辻泰弘君 しかし、これだって、学生が、要は親御さんが払っていらして、息子さんが例えば離れたところへ大学に行っているということもあるでしょうし、近くにいることもあるでしょう。例えば、離れたところにいる、保険証は多分、遠隔地に出しているんじゃないかと思うんですね。同居していれば当然、保険証は一緒でしょうね。近隣でも保険証が一緒であれば離れたところに住んでいてもそこでチェックできるんじゃないかと。

だから、住民基本台帳とのチェックというのはまだできていないとしても、厚生労働省が所管している健康保険のそのことを通じてのチェックということで、私は、おっしゃっている部分はかなり解消できるだろうし、そしてまた国民年金を掛けていても、息子さんが、息子さんでも娘さんでもいいんだけど、勤めるということになった段階で国年の保険料は納付が止まるはずですよ、常識的には。そしたら、そこでその後どうなるのというのを見るわけだから、そしたらそれとの突合というのは、私は、元々三情報があっての話で、住所が違っていたとしてもですよ、それぐらいやれなかったら、五千万件をやるということにはならないじゃないですか。

今おっしゃっていることを、ほんのレアなケースのことを言っても、そんなことを例示に出されること自体が私は非常に寂しいというか心もとないというか、根本的に私は足りないと思っておりますけど、どうですか、その点。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私は起こり得ることの例示として申し上げたわけでございます、別段それを非常に、だから私どもとしてはダブリは仕方がないんだと言って別に開き直るといような気持ちは毛頭ございません。

○辻泰弘君 さっき申し上げたように、やっぱり役人の域を出ないというか、どうも私は、こういうことをなくしていくんだという、今の基本的な状況を打開していくという基本的な、積極的な姿勢が見えないことばかりだと思います。その点は御指摘申し上げておきたいと思います。

そこで、次のポイントに移らせていただきますけれども、まず、過般、大臣が記者会見をされておまして、歴代の厚生労働大臣の責任についてということでおっしゃっているんですね。監督責任、管理責任というものの観点からというふうなことをおっしゃって

るんですけど、その点について御所見を求めます。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 基本的に先ほど総務省の政府参考人が申したことでございませうけれども、私ども、今回のいわゆる年金記録問題というものの経緯、よって来る原因、さらには責任の所在というものについて検証をされるということになれば、当然それは歴代の厚生労働大臣も始めからこのらち外に立つというわけにはいきまいということについて申し上げているわけでございます。

○辻泰弘君 そこで、確認させてください。基礎年金番号導入、閣議決定時の内閣は何内閣でしたか、大臣。

○副大臣（石田祝稔君） 基礎年金番号については平成八年三月八日に閣議決定されまして、そのときの内閣総理大臣は故橋本龍太郎総理大臣でございました。

○辻泰弘君 それから、実は前回、自民党のビラをやって変わってはいるし、余り進歩がないようにも思うけれども、しかし基本的に、指摘していた閣議決定というとき厚生大臣の名前が菅さんと書いているだけけれども、閣議決定というのは考えてみれば総理大臣が閣議決定しているわけですからね。そこも一つあったんですね。

それから、切替え業務のことも、これちょっと時間がないんであれだけでも、実質、これは事務的に決めているわけだから、あのときも言いましたけど、これが何か責任を問われるようなことでは全くないわけですね。

それともう一つ、制度設計ということで言われているわけですが、省令のことを聞く前に、その前に、一応五千万件というのが今日問われているわけですが、五千万件の発生の原因というか根源は何であったか、何ゆえ残ったかと、この点について見解をお示してください。

○政府参考人（青柳親房君） 五千万件の問題についての背景、経緯というお尋ねでございました。

御存じのように、我が国の公的年金制度は、それぞれの制度ごとに独自の番号の下に年金記録を管理してきたという経緯が長らくございました。しかしながら、届出漏れの防止あるいは一人一人の年金記録を統一的に管理するという目的の下に、平成九年に基礎年金番号を導入したという経緯がございました。

その基礎年金番号導入の際に、公的年金の被保険者、受給権者お一人お一人に基礎年金番号をお知らせし、またあわせて、他の制度等の加入歴の有無を照会するという統合作業などによりましてこの記録の統合というものを行ったという経緯がございます。しかしながら、結果的に十年を経過した現在におきましても五千万件に及ぶ未統合の記録が存在しているということが経緯でございます。

このことの原因ということについては、お尋ねの中にもございましたが、当初の制度設計などが不十分であったということは現時点では認めざるを得ないのかなと考えておきまして、具体的には、一つには、既に老齢年金を受給している方々の年金記録については、当時、基礎年金番号に統合されていない年金記録との突き合わせを行わなかったこと、またもう一つには、基礎年金番号への統合状況をその後きちんと進捗管理する仕組みを設けなかったこと、これらが原因ではないかというふうに考えている次第でございます。

○辻泰弘君 私は、この五千万件が残った理由が制度設計かどうかというのは後でまた議論しますが、基本的に、結局、今おっしゃったように、受給権者を追っ掛けなかったわけですね、まず基本的に。ただ、共済は追っ掛けましたけど。そこもちょっとよく分からないんですけど。それから、被保険者の突合、統合というような作業をやったわけだ

けれども、千八百万件、これが極めて不十分だったわけです。ですから、受給権者を対象としなかった、それから被保険者の突合が十分でなかったという、導入後といいますか、対象とする制度というのは平成八年十一月なんでしょうけれども、その問題であって、制度設計だと私は思わないです。これまた後で議論したいと思います。

ただ、この間の総理の発言でも、統一をするという設計をした段階からいろいろな問題があったのは間違いがないと、このようにもおっしゃってたりするわけですね。それから、当初の設計段階の詰めが不十分であったというのは柳澤さんがおっしゃっている。それから、これまた総理も、統合方法の企画が番号導入前に十分に検討されたか大いに反省すべき点があると、このようにおっしゃっている。それから、この間、片山参議院幹事長が、基礎年金番号を振るいろんな意思決定をしたのは私は八年だと言っているから菅さんのことを言ったんだと、こういうトーンでおっしゃっている。こういうことなんですよ。

そこで、そこまでぎりぎり最近に至るまでおっしゃるものだから、私は、客観的、冷静に考えてどうなのかということをおなりに検証委員会を開きたいと、このように思って質問するわけなんです。

それで、省令が問題だということを自民党のチラシで御指摘がありました。平成八年十月です。この省令がやはり私は制度設計だと思うわけです。平成八年十月十一日と平成八年十月三十一日に官報で示されているのが制度設計だと思います。当然そうあるべきだと思います。

その中では、受給権者に限るとか、被保険者の突合の計画はないけれども、しかしその制度設計をして前へ進めていこうということが決められているわけですよ。その時点でその後のこともきっちり決めておくべきだったというのはそれは後追的な理屈としてあるかもしれないけど、あと、そんなのいい加減にやるということを想定して、それをいい加減にしないように先に計画を立てておきなさいということを今から求めるというのもこれも酷な話で、いいものを作ったんだから、制度導入の後、運用をしっかりとやっていけばいいものを、運用をたなざらしにしたり中途半端にして、後でまた言おうと思いますけれども、そのことが問題なんだと私は思っています。

確認したいんですけども、省令改正が問題だったということでこの自民党のビラでも菅直人大臣になっているんですけども、この省令改正が制度設計だと私は思いますけど、まずそのことの確認と同時に、その制度設計においては受給権者を対象としないとか被保険者について突合の方針はどうするか書いていないけれども、しかし、いずれにしても後で問題になったことについてはこの時点では両方追っ掛けると、両方追っ掛けるということを前提とした設計だったと思うんですけど、どうですか。

○政府参考人（青柳親房君） 制度設計は何かというところについてはお考えの違いがあるのかもしれませんが、そもそもこの基礎年金番号の統合していくための様々な準備作業を含めた一連の作業の一環の中に、ただいま御指摘のあった省令を作ったという作業もあると理解をしております。その意味で申し上げれば、元々、平成八年の四月からこの基礎年金番号、九年一月導入するための様々な準備作業が始まったという経緯がございます。

具体的には、厚生年金の被保険者の住所というのは、それまで事業所経由で様々な届出が行われたことから住所管理をしておりませんでした。したがって、例えばこの年の二月に、別の省令でございますが、そもそも厚生年金被保険者の資格取得に係ります届出事項の中で住所を追加するというようなことをいたしまして、まず厚生年金の被保険者の住所を把握するという作業をいたしました。また、あわせて、遺族年金の受給者についてその年金証書の番号をきちんと集めるとか、共済についても住所を集めるとか、こういうところの準備作業からまず始まりました。

そこで、今お尋ねのございました省令が八年の十月に基礎年金番号をまず定義をいたしまして、それから導入時の基礎年金番号に係ります通知書の交付などを規定した。さらに、十月三十一日の省令第六十号におきまして、国民年金の一号又は三号被保険者から二号被

保険者となった場合には基礎年金番号があるから届出を改めてしなくていいということを規定したと、こういう経緯がございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、準備作業から含めて最終的に基礎年金番号の通知をさしていただき、さらにこれを名寄せによって統合していくという一連の作業の中に、お尋ねのございました省令によるところの様々な手続を規定したというものが言わば織り込まれておるといふふうに御理解を賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 だから、省令においては、省令改正においては受給権者に限るといことは出ていないわけですよ。受給権者にも被保険者に対してもサービスを向上させていくという精神で貫徹されているんですよ。そのことを私は申し上げている。そのことが受給権者だけに限るといふ、すなわちそのことによって三千万近い、五千万のうちの三千万近いものの温存といいますかね、解消できない状況につながったことを決めたのがいつかということなんですね。

私、資料、この間と同じで配っていますけど、社保庁からのやつで「基礎年金番号の実施に向けて」というようなペーパーありますよね。これ、社保庁のペーパーですけど、これはいつのペーパーで、どういう、いつの発表ですか。

○政府参考人（青柳親房君） 平成八年十一月二十五日に記者発表させていただきました資料でございます。

○辻泰弘君 それで、私は前も言ったけれども、ここで初めて基礎年金番号導入に当たって受給権者は返信を求めないということが明確に打ち出されたわけですよ。これについては柳澤大臣もおっしゃっているとおりですよ。基礎年金番号の本来統合するときに、受給権者とその基礎年金番号のこの突合という、突き合わせということをやらなかった、今この五千万の年齢階層別の状況が分かると、これ真っ先に手を付けるべきだということになりましたと、こうおっしゃっているんですけども、本来この部分は当初から取り組んでおくべきことだったはずなのに、ここの時点で初めて受給権者には返信を求めないとしたわけですよ。共済は求めただけどね、そこもよく分かりませんがね。そのところで私は明らかになった。この十一月二十五日のときの厚生大臣はどなたですか。

○政府参考人（青柳親房君） たしか小泉純一郎厚生大臣であったと記憶しております。

○辻泰弘君 私はず、被保険者の方は後で言いますけど、受給権者について、この五千万の温存の過半を占める受給権者についての突合が行われなかった根本原因はこの平成八年十一月二十五日のこの方針で打ち出された受給権者を外すと、共済だけは外していないけれども、そのことに根源があると私は思っている。そして、その省令改正という制度設計を菅直人厚生大臣のときに、十月十一日、十月三十一日に省令改正出していらっしゃる、まあその前後もありますけどね。

基本の制度設計は私はここであって、このときには受給権者を外すとか別にそういうふうなことは決めていないわけですよ、何ら決めていないんですよ。このときは両方追っ掛ける、そういうことを制度設計しているんですよ。それを十一月二十五日に、小泉厚生大臣になって、その運用に当たっては、実際問題として年金受給権者、もう既に既裁定の方々については追っ掛けませんということをごここで方針を明らかにしているわけですよ。ここに根源的な半分以上の責任が私はあると思います。

そういった意味で、私はこのときの、十一月二十五日のこのことを管理監督すべきであった。これは社会保険庁が記者クラブに持っていったのかどうか、記者発表されたのか知りませんが、いずれにしてもこれが平成八年十一月二十五日のペーパーであることは間違いない。このことを国民に公表せしめた最初の文書だと私は理解しておりますけど、

このときの管理監督責任が当時の厚生大臣にあったことは、これは大臣が言われる管理監督ということからいえば、当然そのときの大臣になります。

だから、そういった意味で、私は、この五千万が残った、その過半を占める年金受給権者、その時点での既裁定の方はもう突合いたしませんと、より厳密に五十五歳に限ったから、そのときの五十五から六十の人も追っ掛けなかったわけですけれどもね。いずれにいたしましても、その点についての管理監督責任という意味で私は当時の厚生大臣、責任は重大、極めて重大だと思っています。

その点においては私は、菅さんに持ってくるというのが本当によく分からなくて、小泉さんに最初に来ているんなら私はその後でという道義的といいますかね、制度設計ということであるかもしれないけれども、しかし最初に菅さんが来るというのはよく分らないですね。

大臣、どう思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 通常、記者発表というのは、これは決められた方針の記者発表ということだというふうに私は理解をいたすわけでございます。したがって、新聞記者発表が何か行政の対応について実体的なことをそこで決めるというふうに解するのは、私はちょっとそこまで言い切る自信はないわけでございます。

○辻泰弘君 ですが、私はこれ以前に何かあるのかということをお聞きしたら、ないとおっしゃるんですね。だから、私は、だからこれをもって、少なくとも国民に明らかにしたのはこの時点なわけですから。ですから、それは当然それ以前から検討は事務的にあったかもしれないよ。しかし、菅さんが終わって小泉さんになって、その後の十一月二十五日に受給権者は追っ掛けませんということをはっきり公表しているわけですから、このことについての管理監督責任は当然、管理監督責任と言われる限りにおいてそれはやっぱり当然追及すべきことだし、その点について私は、大きな責任の所在はそこにあると、まず一つそこを申し上げておきたいと思えます。

それから、時間の関係で走りますけれども、資料を用意していただきました。前回、私が質問をしたとき答えが出なかったといいますか、まだ出ていないものもありますけれども、一つ、三枚目になりますけれども、「複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者への照会状況」というのがありました。このことについて簡単に御説明ください。

○政府参考人（青柳親房君） 複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方に対して照会をいたしましたことにつきましては、委員から三枚の資料をお寄せいただいたものの二枚目に、まず内訳として各年度ごとにどういう照会をしたかということがございまして、そのトータルがただいま御指摘のありました三枚目の数につながってまいります。

したがって、まず、総数一千八百十八万人という方に対して平成十年度から十八年度まで照会をさせていただいたと。このうち、確認ができた方が一千二百五十三万人であり、確認ができなかったものが五百六十五万人であると。この確認ができなかったものの内訳がさらに、回答がなかったもの四百八十万人、送達不能なもの八十五万人になっておるという内容でございます。

○辻泰弘君 前回、私、申し上げましたように、実は、これは平成十六年に総務省が厚生労働省に対して勧告をしていたことの今日版になっているんですね。その時点ではまだ五百五十万が照会予定ということになっていて、まだ対応ができていないということだったから、その五百五十万はどうなっているんですかというふうに前回聞いて、今回も求めたけれども、それは分かりませんと言うんですね。だけど、十六年のときに総務省が五百五十万についてこうやってしっかりやっていきなさいよと言っていたのを、三年たって十八年度末で区切って終わっているわけですよ。それなのにその五百五十万がどうなったかと

というのは分からないというのは、これも本当にお粗末な話だと思いますけれどもね。その点、出ないんですか。

○政府参考人（青柳親房君） 前回の委員のお尋ねの中でお尋ねのあった点でございますが、一部判明している部分と判明していない部分がありますので、併せて御報告をいたします。

まず、お尋ねの年金に関する行政評価・監視結果報告の時点、平成十六年の時点でこの報告をいただいたわけですが、この時点では平成十六年度から平成十八年度までの間に約五百五十万人の照会予定があったということが御指摘をされております。実際には、平成十六年度に百六十七万人、平成十七年度に百六十三万人、平成十八年度に百五十六万人ということで、結果的に実際に照会いたしましたのが四百八十六万人の方に照会したと。十六年度で五百五十万人と予定しておったものが実際には四百八十六万人であったということは判明いたしました。

しかしながら、その五百五十万人についてのその十六、十七、十八の内訳はどうかということも併せてお尋ねがございましたが、私どもその回答結果については各年度ごとにどうなったかということの把握をいたしておりません。したがって、特段のその内訳がないわけでございますので、平成十年度から十八年度までやりました全体の数について、先ほど御報告をしたような形での把握をしているというふうにとどまっているということでお許しをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 これも語るに落ちた話で、毎年度のことが集計できていないという、そのことは何なんだと。例えば、そんなことまで菅さんに制度設計しておけと言っているのかということですよ。こんなの別に当たり前のことだと思いますよ、これ。しかも、十六年度に総務省が言って、これからしっかりやっていけよと。五百五十万という数字が変動するのはそれはある程度仕方がないかもしれませんよ。しかし、その内訳が十六、十七、十八でどうなったかというのを全然分かっていないという、この体制自体が根本的におかしいし、そんなことの制度設計まで菅さんのときしてくれなかったからできていないんですという、そういう論理というのは全くおかしいですよ、これは。筋違いだし本当に私には理解できませんね。

そして、もう一つ、この配っていただいた二ページ目の過去記録の整理実施状況、これは恐らく初めて出していただく資料なんだと思いますよ。そのこと自体はいいといえいいんだけど、しかし、ここから見えることは、まあ各年度ごとが出ていないということもあるんだけど、同時に、お聞きしておきたいのは、この平成十年度の他制度加入照会回答者に対して整理実施を始められたわけですね。それから名寄せ対象の方にもそれをやられた。この実施時期はいつですか。

○政府参考人（青柳親房君） 平成十年の十月というふうに記憶しております。

○辻泰弘君 名寄せの方も十月ですか。

○政府参考人（青柳親房君） 十一月であろうかと存じます。

○辻泰弘君 そこで、私、根本的に疑問に思いますのは、さっき言いましたように、受給権者を外したのも一つ大きな問題ですが、同時に、被保険者は追っ掛けることになったわけですね。被保険者は追っ掛けることになって一応はがきで回収したのが九百万、あと、中で突合した九百万と合わせて千八百万を追っ掛けたと、こういうことになっているわけですね。

それで、その返信があった九百万というのは、平成八年の十二月に基礎年金番号を通知

し、新年金証書も出した、そのときに被保険者の方から回収をして、そして締切りは平成九年の二月二十八日だったわけですね。とすると、常識的に考えれば、平成九年の三月ごろには大体返ってきている。まあもちろん五月雨的に返ってくることもあるでしょう。そして、それは平成九年の三月ですよ。それなのにこの他制度加入照会回答者に対する記録の整理というのを始めたのは今おっしゃったように平成十年の十月ですよ、十月六日と聞いていますけれどもね。とすると、この間一年七か月ぐらい空白があるわけですね。この間何をやっていたのということですよ。どうしてこんなに、返信用のはがきが来たのにそのチェックの着手が一年七か月後でしかなかったんですか。

○政府参考人（青柳親房君） ただいま委員からもお話がございましたように、九百十六万人の方から他の年金手帳番号を有するという回答をいただいたわけですが、過去記録の整理を進めていく上では、回答のない方についても御存じのように三項目による名寄せを行わせていただきまして、他の年金手帳番号を有する可能性のある方の抽出を行ったということでございます。これらの準備作業を結果的に平成九年の三月から平成十年にかけて行いまして、最終的に改めて平成十年十月から照会を開始させていただいたというのが事の経緯でございます。

○辻泰弘君 だから、それに一年七か月も掛かったと、なぜそんなに掛かるのかということですよ、根本的にね。

それで、私は、だから問いたいのは、はっきり言って九百万もはがきが返ってくるわけですよ。そういう仕組みをつくったことは当時の大臣だったら当然分かっているでしょう。九百万も返ってくるんですよ。そして、その在任中に、あの九百万はどうなったのかなど、どういうふうに対処したのかなど、何かしなくていいのことぐらい素人的に考えてもあってしかるべきだと思うんですよ。私は、基礎年金番号を作るときの制度設計のときにそんな将来の運用のことまで決めなきゃ駄目だということを問われておっしゃるけれども、私、それ以上に、実際、現実に九百万のはがきが返ってきたときに大臣やっている人が、それどうなっているの、ちゃんとやらなくていいのと言う方がよっぽど大臣としてやるべき仕事だし、素人的と言っては失礼かもしれないけれども、そのことで出てくる話だと思いますよ。だから、私はそこが根本的に問われているポイントでもあると思いますよ。

念のためお聞きしますが、平成十年十月時点では大臣はだれですか。

○政府参考人（青柳親房君） 宮下創平大臣であったと承知しております。

○辻泰弘君 じゃ、ちなみに、それは多分書いてあるんだろうから、小泉さんはいつまでですか。

○政府参考人（青柳親房君） 平成八年の十一月の七日から平成十年の七月三十日まで小泉純一郎大臣であったと思います。

○辻泰弘君 だから、返信用のはがきが届いてから一年七か月放置していたんだけど、そのうちの一年五か月は小泉さんだったんですよ。私は、だからここも実は大きな問題だと思いますよ。大臣の責任を問うということであれば、私は前も言ったように、個別の大臣の責任を問うというのは本当はどうかというふうに思っておるところはあるんだけど、しかし、これだけのこういう形で来ている限り、私はやっぱり一言、我々にある意味で矢を向けられているようなところがあるわけだから、その部分ははっきり申し上げておかざるを得ないわけですけども。この一年七か月放置していたわけですよ。せっかく返信が来るようになって、一年七か月放置していたんですよ。そのうちの一年五か月は小

泉さんだったんですよ。これは極めて大きな大臣の責任だと私はとらえざるを得ない、このように私は申し上げたいと思います。柳澤大臣、どうです。

○国務大臣（柳澤伯夫君） この一年有余は、九百十六万の方々、この方々は自らが他に年金手帳番号を持っていますということを御回答いただいたわけですが、同時に、それだけに依存するのではなくて、社会保険庁の側としてもやはりできるだけ統合すべきは統合するというので、この三情報の一致の方々を見付け出すということで名寄せを行っているわけですが、これについて何か無駄な時間を費やしているというふうには、これはこのことも相当、分かったのが九百二十万人であるということを考えますと、それなりに有効な時間の費やし方をしていたということではないかと私は思うのでございます。

○辻泰弘君 九百二十万とおっしゃいましたが、九百二十七万の記録統合を行った、このことですかね。まあそれはそれで、九百万でいいですけどね。ただ、大臣、申し上げておきますけど、千八百万も追っ掛けたんですよ。そして、九百万の統合処理を行ったんです。すなわち九百万残っているんですよ。そして、その九百万が残ったときの時点は十八年度末でございます。十八年度末で九百万残ったんですね。そのときの大臣はあなたですよ。この九百万が残ったことをあなたはいつ報告を受けました。大臣に聞いています。

○政府参考人（青柳親房君） 事実関係について。

○辻泰弘君 大臣に伝えてないということ。

○政府参考人（青柳親房君） ただいまのお尋ねに一点ちょっと誤解があるかと思ひまして手を挙げさせていただきました。

九百万というふうに今委員からお尋ねがございましたが、一千八百万のうち、確かに基礎年金番号につながったものは九百二十七万ということですが、御返事は一千二百五十三万いただいております。すなわち、お返事いただいた一千二百五十三万と九百二十七万の差の三百万余については、これは自分は該当がないという回答をいただいた方ということでございまして、また未回答ということで最終的に確認できたもの五百六十五万でございますので、私どもとしては、九百二十七万の統合を行ったことによりまして、この一千八百万については、未回答五百六十五万を除いてはすべて確認ができたものというふうに認識をしておりますので、これを前提にお尋ねをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 いずれにしても、千八百万を追っ掛けたけれども、未回答五百六十として、六百万近いものが残っているわけです。そのことを大臣、報告を受けましたか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私は、このそれぞれに、十七年度までの分と十八年度に今正に動いている分ということで、これについては当然報告を受けてございます。

十七年度までの分については、十七年度末に千六百六十万に対して千四百四十七万の回答をいただいた、それから十八年度の百五十八万については五十四万人の、これは十九年二月末でございますけれども、五十四万人の回答をいただいている。そのうち、それぞれに、千四百四十七万人については、統合済みが八百四十一万人、重複なしが三百六万人、さらに二月末ではそれぞれに、統合済み三十万、重複なし回答二十万というようなことで、それぞれ未済というか未回答というものについてはこれを、これはもう私は御党からの予備的調査の回答という形で承知をしたところでございます。

○辻泰弘君 それで、もう一点確認しておきますよ。

この過去記録の整理実施のとき、五十五歳以下を対象にしたわけですね。しかし、当初、被保険者全体を追っ掛けたわけじゃないですか、返信を。それなのに五十五歳以下に限ったというのはどこで決めましたか、いつ決めました。

○政府参考人（青柳親房君） この検討に当たりまして、当時、五十五歳以下の方から順次、手帳番号をお持ちかどうかの照会を行ったわけですが、五十五歳以下といたしましたのは、五十五歳よりも上の方については、受給年齢が早い方もいらっしゃいますし、年金の権利確定のための記録確認が必ず年金請求時に行われるということで、従来どおりの手続で足りるのではないかというふうに判断した次第でございます。

○辻泰弘君 いや、そうじゃないよ。だから、それを決めたのはいつかって聞いているんじゃないですか。答えなきゃ駄目だよ、それを、ちゃんと。違うことを答えないでよ。止めてください、そんなもの。

○政府参考人（青柳親房君） これは平成十年の十月から、御存じのように、他制度への加入照会を昭和十七年度生まれの方から開始をいたしましたので、これまでの間にそういう方針を決めて対応したものと承知しております。

○辻泰弘君 今の意味は、平成十年の十月の前に考えて決めただろうということでしょう。

○政府参考人（青柳親房君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 とすれば、それもやはりさっきの話のとおり、小泉さんか宮下さんか分からないけれども、そのときにこのことを、当初は被保険者全部と言っていたのに五十五歳以下だけに限ったわけですよ。このことだって後追いの運用の問題として、結果として五千万の残存につながっているわけですよ。そのことはやっぱり一つ大きなポイントとして申し上げておかなきゃなりません。

それで、時間が限られていますけれども、私が申し上げたいのは、大臣もおっしゃっている、青柳さんもおっしゃっているんだけど、導入当時にはそういうことは認識はある程度あったけれども、しかし、いろんな手だてを講ずることによって解消することができるという見通しを持っていたと。そのことが甘かったかもしれないと言っているけれどもね。しかし、そういう見通しだったと。実際、段階的に解消が図られるだろうということの考えであったと。そういう見通しだったと。私はそれは素直なことだと思いますよ。基礎年金番号というある意味じゃ画期的なことをやるときに、それはやっぱりある程度やっていこうというところで制度設計して、実際それを運用していったわけですよ。そのこと自体、私は間違っていたとは思いませんよ。

しかし、それを実際に運用する過程で受給権者を外した、共済はやったけれども。それで、被保険者についても、時間が遅れて、しかも被保険者の中の五十五歳以下ということに、後で、後追的に限定しているわけですよ。そういったことというのは、制度設計の問題ではなくて運用の問題だと私は思いますね。

大臣もいろんなところで、総理も制度設計が良くなかったと言うんだけど、私は今までのをずっと見てきて、制度設計がどこが悪かったのかなと率直に言って思いますね。後の運用の部分においてやっておけばよかったし、しっかりやっておけばよかった。だから、あえて言えば、菅さんのときに、後々の自民党の大臣が大したことできないからこういうことはしちゃ駄目だよと、そういうことを計画に盛り込んでおくべきだったというんなら私は分かるんですよ。そういうことでしか理解できませんよ、この議論というのはね。だって、菅さんのときに、後でそんな制約的なことをしたり、しっかりしないということを見えるということはないでしょう、それははっきり言って。物事を進めていくときは

やっぱり明るい展望を持って、いい方に行くだろうと。実際それがいい方向に行ったことは間違いないわけですね。

しかし、ここで後追的に、象徴的に言えば、小泉さんのときに受給権者を外したというのは、これは明らかに、内部的に検討したことはあるでしょう、しかし、そのときの管理監督責任は当然当時の大臣にあるわけですから。ですから、そのことによって、今回の五千万の宙に浮いた年金記録、このうちの三千万近いものは、受給権者を外した、そこに責任があると言わざるを得ないし、それと同時に、さっき言いましたように、平成九年の三月から平成十年十月までの一年七か月間、全く整理統合の作業に着手されなかったわけですけれども、そのうちの一年五か月は小泉さんが大臣をされていたときである。こういうことであるわけでございますし、五十五歳以下に限ったということがあったわけですけれども、これも小泉さんなのか宮下さんなのか分かりませんが、そのときの大臣のことでございますよ。

ですから、私は、そういった……（発言する者あり）いや、それと、よくみんなの責任だとおっしゃるんですよ。しかし、私はつくづく思うんですけども、この間、総理もおっしゃっている、みんなの責任だとおっしゃる。だけれども、じゃ、私らに何の責任があるのと、民主党がどう責任を取って、あるいは私個人がどう責任を果たす道があるのって。共有し合うって、私、今まで全然参画しておりませんよ、はっきり言わせて。民主党がどうやって参画したんですか。

だから、その議論というのは本当に一面的で、非常に何かこう、何かどっちも責任あるじゃないですかという言い方になっているんですけども、それは筋違いだと私は思いますよ。基本的に、これは自民党の政権、自民党の内閣ですずっとやってきたことですからね。だから、そこに私は根源の問題があると、このことを申し上げておきたいと思っておりますけれども、大臣、所見を一言お聞きしたい。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私は、基礎年金番号の導入というのは、どこから考えても当然とるべき措置であったと、このように考えるわけでございます。

そのときに、一体、過去に加入をした年金の、他の年金の加入の記録というものをどう統合するかということについては、今日これだけ、五千万件という未統合のものがあることを考えると、後知恵ではあるんですけども、やっぱりそこは慎重に統合のための工夫をもっともっとしておくべきだった、こういうことを単純に言っているわけで、そのときの大臣がだれで、このときはだれだというようなことを私としては余り言うということについては、私自身はそういうことを慎んでいるつもりでございます。

要は、しかしながら、今から考えると、基礎年金番号導入時の前後のいろいろな設計、これがやっぱり今から考えれば不十分であったということは否めない、このように考えるわけでございます。

○辻泰弘君 時間が来ているので終わらなきゃなりませんけれども、じゃ大臣だったらどう設計したとおっしゃるんですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私は、自分だったら、あるいはこういうことが分かった段階でどういうことが考えられるかということをいろいろと考えはいたしますけれども、ここでそれを制度設計の問題として申し上げるだけの準備というか、そういうことを言うことは慎んでおきたいと、このように思います。

○辻泰弘君 分かった段階でとおっしゃったんですよ。分かった段階というのはその後ですよ。だから、私は、そこは今答えられないということですからすべてが要約されているんですよ。だから、それは制度設計に問題があったというよりも、それを運用した過程においてもっとしっかりやっておけばこういうことにならなかったのに、それを放置していた、十

分やらなかった、そこに責任の所在があると私は申し上げておきたい。同時に、総務省の検証委員会が行われるわけですけれども、今日議論いたしましたことも踏まえて御検討いただきたい。そのことを申し上げて、辻泰弘検証委員会を終わります。